

## 第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### 第1節 検査モニター制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

なお、28事務年度においては、オンサイト検査モニター96件、オフサイト検査モニター131件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.7%となっている。

### 第2節 意見申出制度（資料18-2-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

なお、28事務年度において、被検査金融機関からの意見申出はなかった。

### 第3節 金融モニタリング情報の収集について

#### I 概要（資料18-3-1参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集している。

現在の検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングの下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成28年11月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は中止した。

#### II 情報の収集状況

##### 1. 収集件数

平成28事務年度の総収集件数は、390件となっており、そのうち、預金取扱等金融機関に関する情報が192件（49%）、保険会社に関する情報が185件（47%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が13件（4%）となっている。

##### 2. 業態別の主な情報

（1）預金取扱等金融機関については、法令等の遵守等に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、経営管理に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するもの、リスク管理に関するもの、苦情対応等に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。

（2）保険会社については、法令等の遵守等に関するもの、保険金や給付金の支払い等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。